

受付印

令和 年 月 日 殿

法人番号

この申告の基礎となる修正・更正の決定

申告年月日

所在地

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

（電話）

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

（ふりがな）代表者氏名

（ふりがな）経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の道府県民税の申告書

摘 要		課 税 標 準		税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税 額		(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額		①	兆 十億 百万 千 円			
事業所得割	所得金額総額(68-69)又は別表535年400万円以下の金額	28				兆 十億 百万 千 円		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
	年400万円を超え年800万円以下の金額	29			000		00	還付法人税額等の控除額	③				
	年800万円を超える金額	30			000		00	退職年金等積立金に係る法人税額	④				
	計 29+30+31	31			000		00	課税標準となる法人税額①+②-③+④	⑤				000
	軽減税率不適用法人の金額	32			000		00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥				000
	付加価値額総額	34						法人税割額(5)又は(6)× $\frac{100}{100}$	⑦				
	付 加 価 値 額	35			000	兆 十億 百万 千 円	00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧				
	資本金等の額総額	36						税額控除超過額相当額の加算額	⑨				
	資本金等の額	37			000	兆 十億 百万 千 円	00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩				
	収入割	収入金額総額	38					外国の法人税等の額の控除額	⑪				
	収 入 金 額	39			000	兆 十億 百万 千 円	00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫				
合計事業税額 32+35+37+39又は33+35+37+39				40			00	差引法人税割額7-8+9-10-11-12	⑬				00
事業税の特定寄附金税額控除額		41						既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭				00
差引事業税額40-41-42		43			00			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		45						この申告により納付すべき法人税割額13-14-15	⑯				00
46の内訳	所得割	47			00	付加価値割	48			⑰			
	資本割	49			00	収入割	50			⑱	兆 十億 百万 千 円		00
	46のうち見込納付額		51			差 引	52			⑲			00
										⑳			00
摘 要		課 税 標 準		税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税 額		この申告により納付すべき均等割額 18-19		㉑				00
所得割に係る特別法人事業税額		53			00			この申告により納付すべき道府県民税額 16+20	㉒				00
収入割に係る特別法人事業税額		54			00			㉒のうち見込納付額	㉓				
合計特別法人事業税額 (53+54)				55			00	差 引 ㉑-㉒	㉔				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		56						東 京 都 特 別 区 分 の 課 税 標 準 額	㉕				000
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		58			00			同上に対する税額24× $\frac{100}{100}$	㉖				
この申告により納付すべき特別法人事業税額56-58-59		60			00	60のうち見込納付額	61	市町村分の課税標準額	㉗				000
差 引 60-61		62						同上に対する税額26× $\frac{100}{100}$	㉘				
所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))			63				法人税の期末現在の資本金等の額	兆 十億 百万 千 円				
	加 算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額			64			法人税の当期の確定税額					
		損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額			65			決 算 確 定 の 日	・ ・				
		益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額			66			解 散 の 日	・ ・				
	減 算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額			67			残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・ ・				
		仮計 63+64+65-66-67			68			申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額			69				法人税の申告書の種類	青色・その他				
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))				70			この申告が中間申告の場合の計算期間	・ ・					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				71			翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無				
還 付 請 求		中 間 納 付 額		72			還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座) 支店					